

あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）の改定について
＜学童クラブおやつ代の現金取扱いを廃止し、育成料として公会計により管理する＞

1 改定の経緯について

現在、あきる野市学童クラブおやつ代については、あきる野市学童クラブ運営規程第7条において、月額を支払うべき額を定めており、各学童クラブにおいて、現金による取扱いを行っております。

このため、保護者のお迎え等がない児童については、朝から現金を持って登校し、下校時まで本人が管理したうえで、下校後学童クラブで納入している状況です。

このようなことから、現金以外の徴収方法による安全・安心の確保、事務作業の効率化を図る目的で、学童クラブおやつ代の現金取扱いを廃止し、育成料として取扱うこととするため、あきる野市学童クラブ条例の育成料の改定を行うに当たり、あきる野市子ども・子育て会議条例第2条の規程により、あきる野市子ども・子育て会議に諮問する。

2 本市の育成料及びおやつ代の現状について

(1) 金額

ア 育成料 月額3,000円

イ おやつ代 月額1,200円

(2) 会計及び納付方法

ア 育成料 公会計（納付書、口座振替及びコンビニ支払い等）

イ おやつ代 私費会計（各施設において現金納付）

3 改訂後の利用者負担額の内容について

(1) 金額

改訂前 育成料 月額3,000円 + おやつ代 月額1,200円



改訂後 育成料 月額4,200円

(2) 会計及び納付方法

育成料 公会計（納付書、口座振替及びコンビニ支払い等）

4 諮問の内容について

あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）の改定

改定前 児童1人につき月額3,000円

改訂後 児童1人につき月額4,200円

5 今後の手続きについて

(1) あきる野市学童クラブ条例の改正（令和6年9月議会上程（予定））

(2) あきる野市学童クラブ条例施行規則の改正（令和7年4月1日施行（予定））

(3) あきる野市学童クラブ運営規程の改正（令和7年4月1日施行（予定））